令和4年3月農業委員会議事録

開催日時:令和4年3月10日(木) 午前9時30分

開 催 場 所:嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者:下田司、髙木勝美、岡牧生、林田篤、山内秀一、森下文夫、森田義美、

吉田二郎、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

農業委員欠席者:本田博士、友田廣、松永雄治

事務局出席者:藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会:藤本事務局長

2. 会長挨拶:下田会長

3. 議事録署名人指名:下田議長

議事録署名人として、山内秀一委員、森田義美委員を指名する。

4. 議 事

- (1)報告第27号 農地法第18条の合意解約について
- (2)報告第28号 農地法第3条の届出について
- (3)報告第29号 農地法第5条の届出について
- (4)議案第28号 農地法第3条の許可申請について
- (5)議案第29号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第30号 農地法第5条の許可申請について
- (7)議案第31号農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第32号 春の農作業基準賃金の設定について
- (9)議案第33号 農地法第52条の情報提供について
- (10) 議案第 34 号 下限面積の設定について
- (11) 議案第 35 号 地籍調査における農地の地目変更について

5. 閉 会

◎報告第27号 農地法第18条の合意解約について

- (議 長) それでは議事に入ります。報告第27号農地法第18条の規定による通知が 2件ございます。事務局の説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料1ページからになります。申請番号1番です。所在が下仲間地区の農振農用地内の田が1筆、面積が1,950㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由は売買による合意解約となっております。解約申入日、成立日、引渡日、通知日は令和4年2月15日となっております。続きまして、申請番号2番になります。所在は上島地区の農振農用地内の田が2筆、合計の面積が1,579㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、転用による合意解約となっております。解約の申入日、成立日、通知日、引渡日は令和4年1月4日となっております。事務局からの説明は以上でございます。
- (議 長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問等はございませんか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議長) それでは、事務局より説明のありました案件については、売買による合意 解約1件と、転用による合意解約1件の報告とさせていただきます。

◎報告第28号 農地法第3条の届出について

- (議 長) 続きまして、報告第28号について農地法第3条の規定による届出が1件 ございます。事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料は2ページです。3条の報告1件についてご説明をいたします。 申請番号1番になります。所在が鯰地区の田が8筆、畑1筆で合計の面積が 9,246㎡。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による 所有権の移転です。あっせんの希望はございません。事務局からの報告は以 上です。
- (議 長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問等はございませんか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議 長) なければ、只今事務局から説明のありました案件は、相続による所有権移転 の報告とさせていただきます。

◎報告第29号 農地法第5条の届出について

- (議 長)続きまして、報告第29号について、農地法第5条の規定による届出が2件 ございます。事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。資料は3ページをお願いいたします。

- (事務局長) ゆうすいの杜の案件2件になります。内容は同一になりますので申請番号1番と2番について、一括してのご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。申請番号1番、2番、とも所有権移転の案件となっております。所在は北甘木地区で、地目は全て畑となっております。筆数は申請番号1番が1筆で面積が795㎡、申請番号2番が2筆で合計の面積が1,920㎡で今回3筆の開発となっております。譲渡人譲受人はそれぞれ記載のとおりとなっております。申請事由は、市街化区域ゆうすいの杜の宅地分譲の転用2件の案件です。4ページをお開きください。配置図になります。①②が今回の申請番号の箇所となっております。事務局からの報告は以上です。
- (議 長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問はございませんか。
- (委 員) ありません (全員)。
- (議長) それでは、只今事務局より説明のありました案件につきましては、ゆうすいの杜の転用2件の報告といたします。

◎議案第28号 農地法第3条の許可申請について

- (議長) 続きまして、議案の第28号農地法第3条の許可申請が1件ございます。 事務局からの説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。資料は5ページをお願いいたします。申請番号1番についてご説明を いたします。所有権移転の案件です。所在は下仲間地区で農振農用地内の 田が1筆、面積は1,950㎡です。譲渡人譲受人は記載のとおりです。 申請事由は売買による所有権の移転になります。6ページに申請位置図を 載せております。中央斜線箇所が申請箇所になります。 7ページをお開き ください。検討事項についてご説明いたします。調査確認事項の①番から④ 番の事項に沿ってご説明いたします。まず確認事項①番、農地取得後に農地 を効率的に利用されるのかどうかの検討について、併せて②番です。農作業 の従事要件になります。譲受人は嘉島町の認定農業者であります。現在も農 業に従事をされており、当該農地を取得後も、効率的に農地を利用され、ま た、農作業に従事されると判断をしております。③番の下限面積5反要件に なります。経営面積は約6町になります。5反要件を満たしております。特 に問題はないと思われます。続きまして、検討事項④番です。地域との調和 要件になります。譲受人は認定農家でもあり、嘉島町の農業には十分精通を されております。問題はないと思われます。また、その他の検討事項に ついても、特に問題はないと判断をしております。事務局からの説明は以上 でございます。
- (議 長) 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見等はございませんか。
- (委員) ありません。(全員)

- (議 長) それでは議決に移ります。 賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員)全員挙手。
- (議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

◎議案第29号 農地法第4条の許可申請について

- (議長)続きまして、議案第29号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料は8ページになります。申請番号1番です。所在は北甘木地区の農振地域外のその他の地目が1筆で面積は160㎡。申請人は記載のとおりです。申請事由は貸資材置場、貸駐車場となっております。9ページに申請位置図を添付しております。10ページをお開きください。土地利用の平面配置図を添付しております。まず、土地の選定理由になりますが申請地は日当たりも悪く、農地としては肥培管理が難しいとのことで申請があがっております。貸資材置場は地元建築業への貸付け、貸駐車場は地元A型就労支援事業所への貸付けとなっております。給水方法は資材置場と駐車場のみで、給水はありません。雨水は自然浸透になります。オバー分は北側の水路に放流いたします。生活雑排水と汚水についても、資材置場と駐車場のみになりますので設置はございません。11ページをお開きください。今回、始末書が提出されております。内容は農用地区域内の農地とは知らずに、無断で転用をしていた内容になります。今後の約束や反省文も記載されております。事務局からの説明は以上になります。
- (議 長) 続きまして、地元委員の○○委員から報告をお願いします。
- (○○委員) 3月3日に事務局と現地確認しましたので、その状況を報告します。申請地は北甘木集落内にある農地の広がりが10~クタール未満の区域内にある農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地はコンクリート舗装がされており、耕作はされておりません。申請地西側が農地ですが、耕作はされておらず荒れ地となっていました。また、申請地は資材置場と駐車場の利用計画であることから、日照、通風等、営農上の支障はないと思われます。貸資材置場及び貸駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。
- (議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料はタブレット画面をご覧ください。様式中央の検討事項に沿って ご説明をいたします。

- (事務局長)検討事項の①番、農地の区分と転用の目的になります。地元委員のご説明のとおり、広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断ができると思われます。目的は、貸資材置場と貸駐車場です。続きまして、⑦番計画面積等の妥当性についてになります。先ほど平面図にてご説明をいたしましたが、始末書の提出があり、現在資材置場、駐車4台分の利用をされております。現地確認もしておりますが、計画面積においては特に問題はないと思われます。最後、⑨番の周辺の農地等に係る営農条件への支障の説明になります。隣接農地は西側になりますが、休耕田となっており、営農上において特に問題になる点はないと思われます。雨水のオバー分は北側水路への放流になりますが、地元区長の排水同意を確認しております。特に問題はないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると思われます。事務局からは以上でございます。
- (議 長) 只今、 地元委員と事務局からの説明がありましたが、ご意見やご質問等は ございませんでしょうか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議 長) それでは、議決に移ります。 賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員) 全員挙手。
- (議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

◎議案第30号 農地法第5条の許可申請について

- (議 長)続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料は12ページからになります。番号の順にご説明をいたします。申請番号1番です。所有権移転の案件になります。所在は北甘木地区、農振地域外の畑が2筆で合計の面積が404.13㎡。譲渡人譲受人は記載のとおりです。申請事由は個人住宅木造2階建ての転用案件になります。13ページに申請位置図を添付しております。14ページをお開きください。土地利用計画平面図を添付しております。まず土地の選定理由になりますが、現在、熊本市の賃貸アパートで家族4人で生活をしておりますが、以前より申請人の実家に近い場所で生活をするため、嘉島町で土地を探されており、今回、土地の購入が可能になったことなどで、申請地を選定されております。続きまして、給水方法になりますが、地下ボーリングによる給水になります。雨水は申請地内の勾配を敷地西側方面にとり、浸透性の桝を設置し西側の町道の既存の側溝に接続放流する計画です。生活雑排水と汚水についても、敷地西側町道の公共下水道に接続放流される計画です。事務局からの説明は以上です。

- (議 長) 続きまして、地元委員の□□委員から報告をお願いします。
- (□□委員)3月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、北甘木集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は休耕地となっております。申請地に隣接する農地はありませんので、営農上の支障はないものと思われます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。
- (議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料はタブレット画面をご覧ください。画面様式の中央の検討事項に 沿ってご説明をいたします。検討事項の①番、農地の区分と転用の目的にな ります。地元委員のご説明のとおり、第2種農地と判断ができると思われま す。目的は個人住宅です。検討事項の②番です。資力及び信用についてにな りますが、資金計画書と金融機関からの融資見込み証明書を確認しておりま す。許可相当であると判断をしております。④番、申請に係る用途に遅滞な く供することの確実性について、併せてまして、⑤番の行政庁の免許、許可、 認可等の処分の見込みについてになりますが、申請者より提出をいただいた、 事業計画書にて工事内容や工程を確認しております。また、町の関係部署と も事前協議をされており、開発行為の許可申請書の提出も確認しております。 許可後は、遅れることなく、開発行為が行われると判断をしております。許 可相当であると思われます。最後、⑥番農地以外の土地利用の見込み、併せ て、⑦番の計画面積等の妥当性についてになります。関係各書類の確認、ま た家族構成からも住宅および敷地利用計画など計画面積の妥当性は、問題は ないと判断をしております。地元委員からの報告にもありましたとおり、申 請地は休耕地であり、隣接農地はありませんので、問題はないと思われます。 よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると思われます。事 務局からは以上でございます。
- (議 長) 只今、 地元委員と事務局からの説明がありましたが、ご意見やご質問等は ございませんでしょうか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議 長) それでは、議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員) 全員挙手。
- (議 長)挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。続きまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。資料は12ページに戻ります。申請番号2番について、ご説明をいた します。所有権移転の案件になります。

- (事務局長) 所在は上島地区の農振地域外の田が2筆、合計の面積が1,236㎡です。 譲渡人譲受人は記載のとおりです。申請事由は建築条件付売買予定地で個人 住宅4棟の転用の案件になります。15ページに申請位置図を添付しており ます。16ページをお願いします。土地利用計画平面図を添付しております。 まず土地の選定理由になりますが、半径の1キロ圏内に大型ショッピング センター、保育園、学校、役場、医療機関など生活環境に恵まれていること から、申請地を選定されております。木造2階建ての個人住宅4区画の計画 になります。給水方法は地下ボーリングによる給水になります。雨水につい ては、敷地内に浸透性桝を設置されます。オバー分は敷地周辺に新設の側溝 を設置されますので、側溝を経由して水路へ放流する計画となっております。 生活雑排水、汚水は公共下水道に接続放流される計画です。事務局からは 以上です。
- (議 長) 続きまして、地元委員の△△委員から報告をお願いします。
- (△△委員) 2月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。申請地は町道を挟んで農地がありますが、農地から6メートルほど離れての建築予定であることから、日照・通風等の周辺農地への影響はないと思われます。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。
- (議長)続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料はタブレット画面をご覧ください。画面様式の中央の検討事項に沿ってご説明をいたします。検討事項の①番、農地の区分と転用の目的になります。申請地は10~クタール以上の一団の農地で1種農地と判断しております。目的は建築条件付の売買予定地となります。②番、資力及び信用についてになります。資金計画書、金融機関の融資証明書を確認しております。事業計画に伴う見積もり書とも比較して、許可相当であると判断をしております。④番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について、併せて、⑤番の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについてになりますが。事業計画書にて工事内容や工程を確認しております。また町の都市計画課、その他の関係部署とも事前協議をされており、開発行為の許可申請書の提出も確認しております。許可後は、遅れることなく、開発行為が行われると判断をしております。許可相当であると思われます。続きまして、⑦番の計画面積等の妥当性、併せて、⑧番宅地造成を目的とする場合の妥当性についてになります。

- (事務局長)事業計画、敷地利用計画など、計画面積の妥当性も含め、建築条件付きの建売住宅の要件を満たしておりますので、問題はないと判断をしております。 ⑨番、最後になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障になります。 地元委員からも説明がありましたとおり、隣接農地は町道を挟み6m離れており、日照通風など問題はないと思われます。また、地元上島区からの排水 同意書、糸田堰改良区の同意も確認をしております。工事に伴うトラブルや 損害等は責任もって対処することも確認をしております。特に問題はないと 思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当と思われます。事務局からの説明は以上です。
- (議 長) 只今、 地元委員と事務局からの説明がありましたが、ご意見やご質問等は ございませんでしょうか。
- (委 員) ありません (全員)。
- (議長) それでは、議決に移ります。 賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員) 全員挙手。
- (議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。続きまして、申請番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局長) はい。資料は12ページに戻りまして、申請番号3番になります。ご説明をいたします。所有権移転の案件になります。所在は鯰地区の農振地域外の田1筆、面積は3,016.27㎡です。譲渡人譲受人は記載のとおりです。申請事由は建築条件付売買予定地で個人住宅11棟の計画になります。17ページに申請位置図を添付しております。18ページをお開きください。土地利用に伴う計画平面図を添付しております。まず、土地の選定理由になりますが、近隣周辺にはショッピングセンター、保育園、学校、役場、医療機関など生活利便性が非常に高い土地環境ということで、申請地を選定されております。個人住宅の11区画の計画になります。給水方法は地下ボーリングによる給水になります。雨水は敷地内の新設道路の側溝を経由して、地下浸透桝を3基設置されます。オバーフロー分は、北側町道の既存の集水桝に放流する計画となっております。生活雑排水、汚水は、北側町道にある既存の公共下水道に接続し放流される計画です。事務局からは以上です。
- (議 長)続きまして、地元委員の◎◎委員から報告をお願いします。
- (◎◎委員) 2月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は10ヘクタール未満の区域内にある農地であるため、第2種農地になると思われます。北側の一部と東側の一部が農地と隣接していますが、申請地境界には、L型擁壁、ブロック、側溝を整備されるため、土砂の流出等はないものと思われます。

- (◎◎委員)また、境界から1メートル程離れての建築予定となっており、周辺農地への 影響はないと思われます。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の 土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の 皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。
- (議長)続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料はタブレット画面をご覧ください。画面様式の中央の検討事項に 沿ってご説明をいたします。検討事項の①番、農地の区分と転用の目的にな ります。申請地については、農地のつながりが分断されておりましたので、 10~クタール未満の区域内の2種農地と判断しております。目的は建築 条件付の売買予定地となります。②番。資力及び信用についてになります。 資金計画書、申請人の残高証明書を確認しております。事業計画見積書とも 比較して、許可相当であると判断をしております。④番、申請に係る用途に 遅滞なく供することの確実性について、併せて、⑤番行政庁の免許、許可、 認可等の処分の見込みについてになりますが、事業計画書にて工事内容や工 程を確認しております。また、町の関係部署とも事前協議をされており、開 発行為の許可申請書の提出も確認しております。許可後は遅れることなく、 開発行為が行われると判断をしております。許可相当であると思われます。 ⑦番計画面積等の妥当性、併せて、⑧番の宅地造成を目的とする場合の妥当 性についてになります。事業計画、敷地利用計画など、計画面積の妥当性も 含め、建築条件付きの建売住宅の要件を満たしておりますので、問題はない と判断をしております。最後、⑨番になります。周辺の農地等に係る営農条 件への支障になります。地元委員からもご説明が ありましたとおり、隣接 する農地には擁壁、ブロックを整備されます。また隣接農地の承諾書、地元 区と改良区からの排水同意書も確認しております。万が一被害が発生した場 合は、申請人において早急に対応することも事業計画書にて確認をしており ます。特に問題はないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申 請は許可相当と思われます。事務局からは以上となります。
- (議 長) 只今、 地元委員と事務局からの説明がありましたが、ご意見やご質問等は ございませんでしょうか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議 長) それでは、議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員)全員挙手。
- (議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

◎議案第31号 農用地利用集積計画承認申請について

- (議 長) 続きまして、議案第31号基盤強化法第18条の規定による申請が11件 ございます。この内××委員の案件が1件ございます。先に××委員の案件 を審議をいたしますので、××委員の退席をお願いします。(××委員退席)
- (議長) それでは事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。××委員の案件からご説明いたします。資料は20ページになります。 申請番号3番です。所在が井寺地区の農振農用地内の田が1筆、面積は 3,007㎡です。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸 借権の再設定になります。借賃は51,119円。期間は令和4年4月1日 から令和9年3月31日になります。事務局からの説明は以上です。
- (議 長) 只今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等はございませんか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議 長) それでは議決に移ります。只今、事務局より説明のありました××委員の 案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員)全員挙手。
- (議長)挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。××委員の入室を許可します。(××委員入室)
- (議 長)××委員の案件につきましては、承認されましたのでお知らせいたします。
- (××委員) ありがとうございました。
- (議 長) 続きまして、残りの案件になりますが、まず事務局から残り10件の説明をいただき、そのあと10件を一括して、審議・議決を行いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料は19ページに戻っていただきます。申請番号の1番から順に ご説明いたします。まず申請番号1番です。所在は井寺、農振農用地内の田 2筆、面積は合計で674㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的 は田の賃貸借権の新規設定です。借賃は合計で7,500円。期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日となっております。続きまして、申請番号2番です。所在が上仲間、農振地域外の田が1筆、農振農用地内の田が4筆で合計5筆、合計の面積が6,329㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権と使用貸借権の再設定となります。借賃は1筆が9,450円、3筆が物納で米291kg、使用貸借権は0円です。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日となっております。続きまして、20ページをお願いしいたします。申請番号4番、所在が下六嘉地区の農振農用地内の田が1筆。面積が3,064㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は45,960円。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日です。

- (事務局長) 続きまして、資料の21ページになります。申請番号5番になります。所在 が上島地区の農振農用地内の田が3筆、面積は2,503㎡。貸付人借受人 は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は合計 で25,030円。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日となっ ております。続きまして、申請番号6番です。所在が北甘木の農振地域外の 畑1筆、面積は905㎡です。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は畑 の賃貸借権の再設定になります。借賃は8,000円で期間は令和4年4月 1日から令和8年3月31日です。続きまして、資料の22ページになり ます。申請番号7番、所在が上六嘉地区の農振農用地内の田が1筆、面積は 616㎡となっております。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の 使用貸借権の再設定になります。借賃0円です。期間は令和4年4月1日 から令和9年3月31日となっております。続きまして、申請番号8番に なります。所在が井寺地区、農振地域外の畑が1筆、面積は693㎡。貸付 人借受人は記載のとおりです。目的は畑の使用貸借権の再設定になります。 借賃は0円。期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日です。続き まして、資料の23ページをお願いします。申請番号9番です。所在が上島 地区、農振農用地内の田4筆と農振地域外の田が1筆で合計5筆。合計の 面積が5,119㎡となっております。貸付人借受人は記載のとおりです。 目的は田の賃貸借権が3筆、使用貸借権が2筆でそれぞれ再設定になります。 借賃は記載のとおりです。期間は令和4年5月1日から令和8年4月30日 となっております。続きまして、資料24ページです。申請番号10番に なります。所有権移転の案件になります。所在が上六嘉地区の農振農用地内 の田が1筆、面積は947㎡。譲受人譲渡人は記載のとおりです。目的は田 の売買による所有権移転になります。価格は記載のとおりです。移転時期は 令和4年3月15日、引渡時期は令和4年5月10日になります。最後に なります。申請番号11番です。所有権移転の案件です。所在が下六嘉地区 の農振農用地内の田が5筆。合計の面積が7,512㎡。譲受人譲渡人は 記載のとおりです。目的は田の売買による所有権移転で価格は記載のとおり です。移転時期と引渡時期は令和4年3月15日になります。事務局からの 説明は以上です。
- (議 長) 只今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
- (委員) ありません (全員)。
- (議長) それでは、議決に移ります。只今、事務局より説明のありました10の案件 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (委員)全員挙手。
- (議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

◎議案第32号 令和4年度春の農作業基準賃金の設定について

- (議 長)続きまして、議案第32号令和4年度春の農作業基準賃金の設定について、 事務局からの説明をお願いします。
- (事務局長) はい。資料は26ページになります。例年のとおり、春の農作業の基準賃金の設定になります。左側に昨年度令和3年度の春の賃金の単価を載せております。令和4年度に変更が必要な賃金箇所等があればご意見をいただきたいと思っております。あくまでも個人間の農作業委託の目安ということで、設定公表している内容になりますので、審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- (議 長) ただいま、事務局から説明がございましたが、変更が必要な箇所について、 ご意見はありませんか。
- (議 長) 意見がないようですが、嘉島町では各生産組合やかしま広域農場で実施する 単価もありますが、町が公表する内容については各組織の単価でなく、個人 個人で作業された場合の基準単価の目安を示すものです。ここ数年は単価の 変更はしておりませんが、一般作業の日当が最低賃金より低いようですが、 熊本県の最低賃金並みにしてはどうでしょうか。時間で821円だったかと 思いますが。
- (委員) 賛成です。(委員一同)
- (議 長)事務局どうでしょうか。一般作業の日当を最低賃金の並みに引き上げて、 821円の8時間で約6,500円になりますので、6,500円に引き上げてはどうでしょうか。
- (事務局長) わかりました。ご意見のとおり、今回一般作業の日当を5,500円から6,500円に変更をさせていただきます。その他は変更なしでよろしいでしょうか。
- (委員)はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは一般作業の日当を変更して周知をしたいと 思います。

◎議案第33号 農地法第52条の情報提供について

- (議 長) 続きまして、議案第33号農地法第52条に基づく情報提供について議題と します。事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。資料は28ページです。農業委員会では農地の保有利用借賃等の動向、また情報収集、分析して情報提供を公表するように法上なっております。これに基づいて、資料28ページに公表予定の表を添付しておりますので、ご意見をお願いいたします。令和3年1月から令和3年12月までに町で受付した筆数の平均単価をお示ししております。

- (事務局長) 田の平均が14,536円、畑が平均で11,190円です。10aあたりの単価になります。物納については、平均で66kg、水田のみになります。 法改正後、農業委員会で協議するようになっておりますので、ご意見等をお願いいたします。事務局からは以上でございます。
- (議 長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません でしょうか。
- (議 長) 何もないようでしたら、この実績に基づいた情報を公表することでよろしい でしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは、議案のとおり公表させていただきます。
- (事務局長) ありがとうございました。春の賃金と借賃の情報提供については、各区長様 通じて農家小組合長様から周知回覧を予定しております。

◎議案第34号 農地法下限面積の設定について

- (議 長)続きまして、議案第34号下限面積の設定についてを議題とします。事務局 の説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料は30ページをお願いいたします。農地法の改正に伴い、毎年総会で協議する議題になります。各市町村で設定されている数値が30ページの表になります。農地法で定められた下限面積は都道府県で50a、北海道では2haという数値です。あとは地域の実情に応じて各地域で設定されております。農業委員会での協議設定が定められておりますので、ご審議をお願いします。上益城を見ていただくと山都町以外は50aで設定されております。山間地においては耕作放棄地が多いところでは30a~40aの設定が多く見られます。空き家バンクに登録をされている住宅付きの農地問題で1aという設定もあります。上益城の状況も踏まえて審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上になります。
- (議 長)事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。
- (議長)農業参入の兼ね合いがあるかと思いますが。
- (議長)ご意見ありませんか。ないようでしたら、現行どおりでよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは、現行のとおりとさせていただきます。

◎議案第35号 地籍調査における農地の地目変更について

- (議長)続きまして、議案第35号地籍調査における農地の地目変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局長)はい。資料は32ページから34ページになります。

- (事務局長) 今回、地目変更については23筆上がっております。今年度も昨年と同様に 公衆用道路の設置など公共事業で実施した箇所の地目変更と現況に応じた 変更であることを事務局で事前に現地調査を行い確認をしております。1点 23番になりますが、田から宅地になっております。現況はタブレットに 写真を掲載しておりますご覧ください。農業用の小屋がありました。過去の 転用の案件を調査しましたら転用申請の提出がありましたので問題ないかと 思います。一覧表のとおりで特段問題となる箇所は無かったことをご報告を させていただきます。事務局からは以上でございます。
- (議 長) ただいま、事務局の説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんで しょうか。
- (委員) ありません。(委員一同)
- (議 長)何もなければ、地目変更について支障なしで承認してよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議 長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日、提案のありました案件は終了いたしました。ありがとうございました。次回になりますが、改選後の新たな委員になります。予定では、新委員の辞令交付式が4月1日(金曜日)、農業委員会は4月11日(月曜日)になるかと思います。 歓送迎会が11日の夜になるかと思いますが、正式には、辞令交付式、1回目の総会、歓送迎会について、事務局からの正式な通知にてお知らせがあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。これをもちまして、本日の今年度最後の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年3月10日

会長 下田 司

委員 山内秀一

委員 森田義美